

平成
22年度

国民健康保険税の税率が決定しました



国民健康保険税は、加入者の医療費、後期高齢者の医療費を現役世代から支援する費用、および介護保険サービス・介護予防事業の費用に充てられる大切な財源です。

平成22年度の国民健康保険税の税率が決まりましたのでお知らせします。

なお、税率の設定に当たっては、医療費の伸びを5・4パーセントと見込み、国民健康保険財政調整基金を1億5千万円取り崩すことで、急激な保険税率の上昇の緩和を図りました。また、課税限度額(医療分、支援金分)を引き上げ、中間所得者層の負担軽減を図りました。

一世帯当たりの

国保税額の決まり方

国保税は、左図の計算式の
①医療分(以下「医療分」、
②後期高齢者等支援金分(以下「支援金分」、③介護納付金分(以下「介護分」)。40歳以上65歳未満の方が対象)の3つの課税区分の合計額が、その世帯の国保税額となります。

$$\begin{array}{l} \text{①医療分} \\ + \\ \text{②支援金分} \\ + \\ \text{③介護分} \\ \parallel \\ \text{国保税} \end{array}$$

3つの課税

区分のそれぞれ

の税額は、

世帯の加入者

の所得、固定

資産、人数な

どの状況に応

じて、それぞ

れの税率などにより算出しま

す。



●医療分

1年間に予想される医療費の総額から算定します

医療費の総額から、病院など

で支払う一部負担金や、国・県などの補助金を差し引いた額を国保税として負担します。

●支援金分

国が定める後期高齢者医療費の額により決定します

後期高齢者医療費の約4割を医療保険者が負担し合います。負担する支援金の額から、国・県などの補助金を差し引いた額を国保税として負担します。

●介護分

国が定める介護費用の額により決定します

介護納付金の額から国・県などの補助金を差し引いた額を国保税として負担します。

●納税義務者は世帯主です

世帯主が国保加入者でなくても、世帯内に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。

〈平成22年度の課税区分ごとの税率〉

課税区分	①医療分	②支援金分	③介護分
①所得割(所得に応じて)	6.27%	1.02%	1.73%
②資産割(固定資産税に応じて)	24.47%	3.99%	7.67%
③均等割(被保険者数に応じて)	24,100円	4,100円	8,400円
④平等割(1世帯につき)	20,400円	3,400円	4,700円
特定世帯(※注)	10,200円	1,700円	—
賦課限度額	500,000円	130,000円	100,000円

※注1…特定世帯とは、75歳になる方が、国保から後期高齢者医療制度に移行することにより、国保被保険者が単身となる世帯のこと。

国保税には軽減・減免制度があります

■軽減制度

①低所得世帯に対する軽減

平成21年中の総所得金額(世帯主と被保険者の合計所得)により、国保税の軽減制度があります。次表のとおり、均等割額および平等割額を軽減します(申請は不要です)。



$$\begin{array}{l} \text{A) 所得割} \\ \text{(被保険者の所得に応じて計算)} \\ + \\ \text{B) 資産割} \\ \text{(被保険者の資産に応じて計算)} \\ + \\ \text{C) 均等割} \\ \text{(被保険者数に応じて計算)} \\ + \\ \text{D) 平等割} \\ \text{(1世帯当たりの額)} \\ \parallel \\ \text{国保税} \end{array}$$

■平成21年中の総所得金額(世帯主と被保険者の合計)が下記の金額以下の世帯

7割軽減	33万円
5割軽減	33万円+(世帯主を除いた被保険者数)×24万5千円
2割軽減	33万円+(被保険者数)×35万円

② 特定世帯に対する軽減

(5年間)

75歳になる方が、国保から後期高齢者医療制度に移行することにより、世帯の国保被保険者が減少しても、国保税の軽減判定の際に、旧国保被保険者の所得と人数も含めて判定を行います。



ただし、対象となる課税区分は、医療分と支援金分のみです(申請は不要です)。

③ 非自発的失業者に対する軽減

(離職した月の翌年度末分まで)

平成21年3月31日以降に解雇や倒産などにより、非自発的な離職を余儀なくされた国

保加入者は、国保税算定に用いる前年所得のうち、給与所得を100分の30に減額して計算します(平成22年度分の国保税から軽減対象となります)。詳細は、市民課国保医療係へ問い合わせください(申告書の提出が必要です)。

■減免制度

① 災害・廃業・生活困窮世帯に対する減免

災害・廃業・生活困窮などにより、国保税を納めることが困難となった場合には、その程度により国保税の一部が減免される場合があります。詳細は、税務課市民税係まで問い合わせください(納期限の7日前までに申請書の提出が必要です)。



② 被用者保険等の被扶養者が国保被保険者となったこと

による減免(2年間)

75歳になる方が、被用者保険等の被保険者(本人)から後期高齢者医療制度に移行した場合、その被扶養者が国保に加入した場合、所得割と資産割が免除され、均等割と平等割が2分の1に減額されるなどの激変緩和措置があります。

詳細は、市民課国保医療係まで問い合わせください(申請書の提出が必要です)。

国保税を

長い間滞納すると

特別な事情もなく国保税を長い間滞納すると、被保険者証を返還していただき、代わりに「被保険者資格者証」を交付することになります(ただし、高校生以下の加入者は、6カ月の短期保険証を交付します)。

この場合は、医療費を一度、全額自己負担していただき、後で保険給付分を申請により支給することとなります。経済的な事情により納付が困難な方は、早めに税務課収税係に相談ください。

《問合せ》

◎ 申告・課税に関すること

税務課市民税係

☎ 21-9045

◎ 納付方法に関すること

税務課収税係

☎ 23-1118

◎ 医療・給付に関すること

市民課国保医療係

☎ 21-9061

国民健康保険

高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

認定証をお持ちの方へ

高齢受給者証、特定疾病療養受療証をお持ちの方

新しい受給者証を郵送します

8月1日から有効の新しい受給者証を、7月下旬に送付します。有効期限の切れた受給者証は使用できませんので注意ください。

▽対象

① 高齢受給者証 昭和10年8月2日から昭和15年7月1日生まれで、国民健康保険の加入者



② 特定疾病療養受療証 特定疾病療養者証をお持ちの国民健康保険被保険者

限度額適用認定証、標準負担額減額認定証をお持ちの方

有効期限は 7月31日(土)です 入院時の一部負担金や食事

代を軽減するために、市が発行しています。引き続き証が必要な方、または新たに証が必要な方は申請ください。

▽対象

① 限度額適用認定証 70歳未満の国民健康保険被保険者で、納期限到来の国民健康保険税を完納している世帯の方

② 標準負担額減額認定証 70歳未満の国民健康保険被保険者で、国民健康保険の世帯主を含む被保険者全員が市民税非課税となる世帯の方

▽申請に必要なもの

・被保険者証

・印鑑

・過去1年間に入院日数が90日を超える方は、入院日数が90日を超えたことのみが医療機関の領収書

《問合せ》市民課国保医療係

☎ 21-9061 または各総合支所市民福祉課

7 広報とよおか 2010.7.10